

9. 騒 音

(1) 騒音の状況

生活環境には、種々様々な音が氾濫しており、その発生源も自動車、工場、事業場、建設工事、鉄道、深夜営業及び近隣騒音等多種多様である。

騒音問題については、騒音規制法、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例、佐世保市環境保全条例に基づき監視指導を行っているが、発生源の多様化に伴い複雑多岐となり、その対応は一層困難を増している。

特に法規制の難しい近隣騒音問題については、各人の社会生活を営むうえでのモラルの向上や近隣相互間の理解を深めるための啓発活動を促進していく必要があると思われる。また、住居、商業施設、工場の混在、自動車騒音等による問題の解決及び未然防止については、土地利用の適性化等総合的な対策が望まれる。

(2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、生活環境を保全するうえで望ましい基準として、環境基本法に定められている。

環境基準の区域の指定は、権限移譲により平成24年4月1日から長崎県から佐世保市に移管されている。また、平成27年11月13日には指定地域の一部改定を行った。

一般地域(道路に面する地域以外)の環境基準

地 域 の 類 型	あてはめる地域	都市計画法に基づく用途地域	基 準 値	
			昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
A	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
B	主として住居の用に供される地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 江迎町の一部		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 江迎町の一部	60dB 以下	50dB 以下

ただし、次表に掲げる地域（以下「道路に面する地域」という）については、前表によらず次のとおり。

道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分		基 準 値	
		昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	屋外	70dB 以下	65dB 以下
	窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

- (注) 1 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。
- 2 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

(3) 環境基準適合状況

① 環境騒音…測定地点17地点

- 測定方法
日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法に基づき実施した。
- 評価方法
「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）と「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年環境省）に基づき評価を行う。
- 適合状況
令和3年度は、昼夜間とも全地点（17地点）で環境基準を満たしていた。

騒音に係る類型別環境基準適合状況（令和3年度）

地域 類型	測定 地点数	適合状況/構成比%								適合率%	
		昼夜とも 適合		昼間のみ 適合		夜間のみ 適合		昼夜とも 不適合		昼	夜
A	6	6	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100%	100%
B	5	5	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100%	100%
C	6	6	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100%	100%
計	17	17	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100%	100%

環境騒音測定結果（単位：dB）

No	測定地点	測定日	用途区域	地域類型	地域の区分	車線数	環境基準値		測定値 L e q		適合状況			
							昼	夜	昼	夜	昼	夜	終日	
1	権常寺町公民館	11/15～16	第1種低層住居 専用地域	A	一般地域	—	55	45	52	42	○	○	○	
2	崎辺地区コミュニティ センター	12/9～10							47	38	○	○	○	
3	大岳台町公民館	11/29～30	第1種中高層住 居専用地域						47	40	○	○	○	
4	名切町公民館	12/6～7							47	40	○	○	○	
5	東天神町公民館	11/29～30							54	45	○	○	○	
6	広田3丁目公民館	11/18～19							45	37	○	○	○	
7	愛宕地区コミュニティ センター	12/2～3	第1種住居地域	B			49	44	○	○	○			
8	北地区コミュニティセ ンター	12/6～7					51	43	○	○	○			
9	西地区コミュニティセ ンター	12/9～10					51	43	○	○	○			
10	早岐地区コミュニティ センター	11/18～19	商業地域	C			60	50	48	43	○	○	○	
11	桑木場西区公民館	1/6～7	準工業地域						46	40	○	○	○	
12	大野交番	10/4～5	準住居地域	B	道路に面する 地域	2	70	65	64	57	○	○	○	
13	日野町交番	10/25～26				4			65	57	○	○	○	
14	市消防局春日出張所	10/13～14	近隣商業地域	C		4			67	61	○	○	○	
15	市消防局東消防署	12/9～10	商業地域			2			67	61	○	○	○	
16	田原町公民館	10/4～5				4			70	63	○	○	○	
17	俵町公民館	10/13～14				4			64	55	○	○	○	

② 自動車騒音常時監視 道路に面する地域の環境基準適合状況

評価区間：12区間、評価区間延長12.8km、対象戸数3,402戸

● 測定方法

日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法に基づき実施する。

● 評価方法

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）と「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成27年10月環境省）に基づき評価を行う。

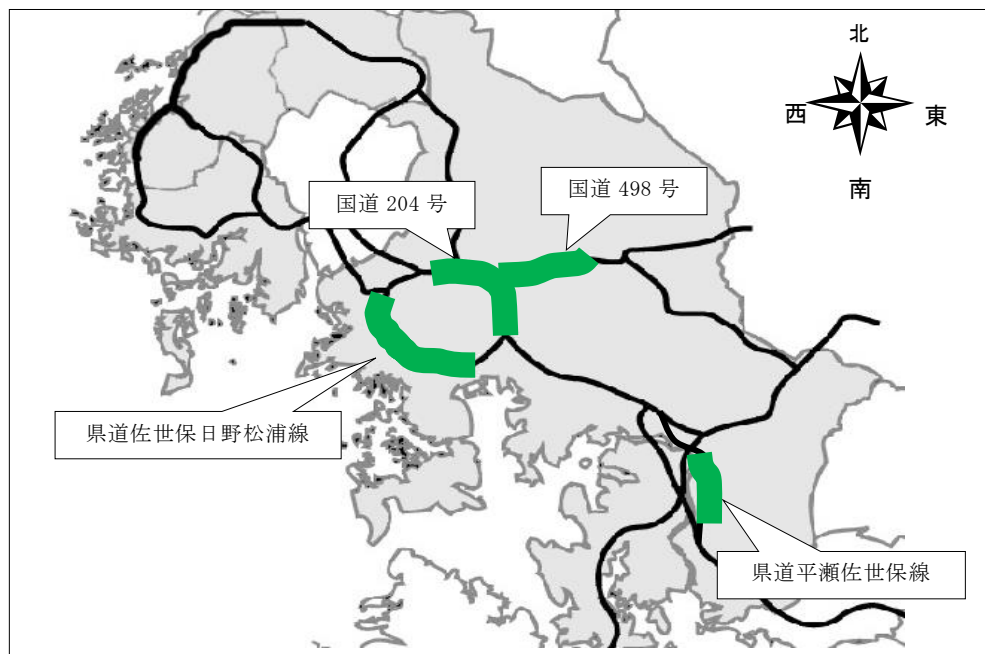
● 適合状況

令和3年度は、昼夜間とも環境基準を達成したのは全体の99.9%だった。

自動車騒音常時監視結果（令和3年度）

道路名	評価 区間延長	評価 区間数	対象 戸数	昼夜とも 基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超過	
	km			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
国道35号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国道204号	5.5	6	1,298	1,294	99.7	0	0	4	0.3	0	0
国道498号	1.7	1	746	746	100	0	0	0	0	0	0
県道佐世保日野松浦線	3.6	2	969	969	100	0	0	0	0	0	0
県道平瀬佐世保線	2.0	3	389	388	99.7	0	0	1	0.3	0	0
合計	12.8	12	3,402	3,397	99.9	0	0	5	0.1	0	0

評価区域図：  に示す区域



(4) 自動車騒音にかかる要請限度（騒音規制法第17条に基づく要請限度）

市長は規制地域内における自動車騒音が要請限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請すると規定されている。また、測定を行った場合において必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

● 測定方法

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）に基づき測定を行う。

● 評価方法

自動車騒音を対象とし、連続する七日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる三日間について行う。

● 適合状況

令和3年度は、昼夜とも全地点（6地点）で自動車騒音要請限度を満たしていた。

自動車騒音の要請限度の区域の区分

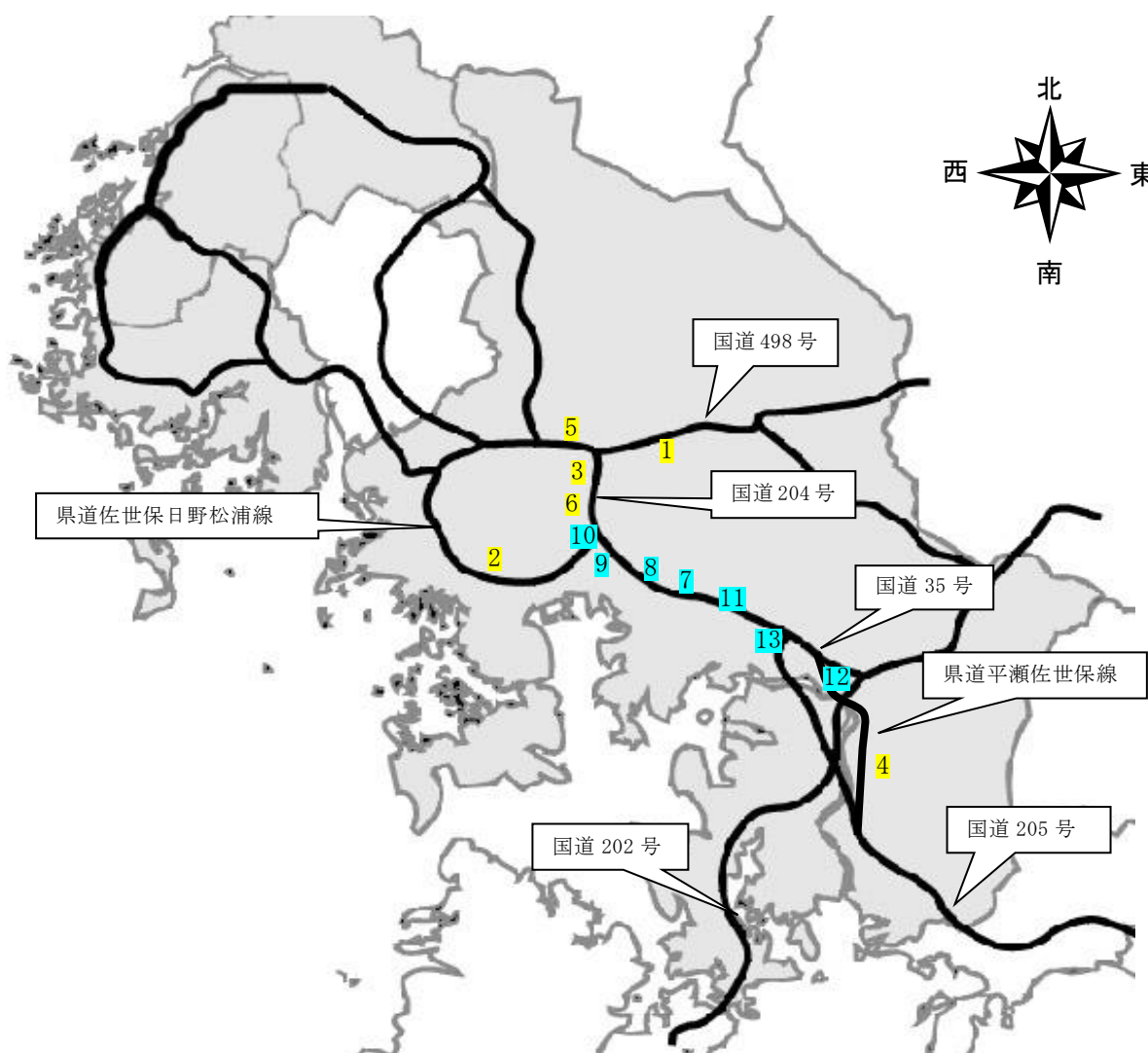
騒音規制法で定める自動車騒音の 要請限度の区域の区分		要請限度		市が定めた区域 (平成18年3月31 日佐世保市告示)	都市計画法に基づく用途地域
		昼間	夜間		
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を 有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下	a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
2	a 区域のうち二車線以上の車線を 有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下	b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 小佐々町、世知原町及び吉井町の一部
3	b 区域のうち二車線以上の車線を 有する道路に面する区域及び c 区 域のうち車線を有する道路に面す る区域	75dB 以下	70dB 以下	c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 小佐々町、世知原町及び吉井町の一部

自動車騒音測定結果（令和3年度）

番 号	測定地点 道 路 名	測定期間	車線 数	区域 区分	要請 限度 区分	測定値 LAeq (dB)		要請限度			
								要請 限度値 (dB)		適合 状況	
						昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	大野交番 国道 498 号	10/4～11	2	b	3	64	57	75	70	○	○
2	日野町交番 県道日野松浦線	10/25～11/1	4			65	58			○	○
3	市消防局春日出張所 国道 204 号	10/13～20	4	c		68	61			○	○
4	市消防局東消防署 県道平瀬佐世保線	12/3～10	2			67	61			○	○
5	田原町公民館 国道 204 号	10/4～11	4			70	63			○	○
6	俵町公民館 国道 204 号	10/13～20	4			64	56			○	○

※測定期間のうち3日間を調査した。

自動車騒音測定地点図



令和 3 年度測定地点

1	大野交番 国道 498 号
2	日野町交番 県道日野松浦線
3	市消防局春日出張所 国道 204 号
4	市消防局東消防署 県道平瀬佐世保線
5	田原町公民館 国道 204 号
6	俵町公民館 国道 204 号

令和 2 年度測定地点

7	大気汚染日宇測定局 国道 35 号
8	大気汚染福石測定局 国道 35 号
9	島瀬公園 国道 35 号
10	佐世保市役所 国道 35 号
11	大和町木風町入口バス停 国道 35 号
12	早岐警察署前 国道 35 号
13	大塔町卸本町入口バス停 国道 35 号

自動車騒音の経年変化(単位: dB)

